

自由の観念と計量経済

竹原, 良文
九州大学法学部助教授

<https://doi.org/10.15017/14388>

出版情報 : 法政研究. 20 (2/4), pp.161-178, 1953-09-30. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

自由の觀念と計畫經濟

竹 原 良 文

一

自由の原理は、今日、全く相矛盾し、分裂した意味に解釋せられ、主張せられている。社會主義を、自由を否認し去る全体主義であると攻撃する、いわゆる自由主義陣營に對しては、社會主義の側から、その自由の秩序のなから、市民的自由を否定する獨占と寡頭支配がたかまりつつあることが指摘せられ、かえつて社會主義こそ市民的自由を保障する經濟体制であることが主張せられている。事實『自由』を防衛する必要が叫ばれ、武力的防衛の措置が要求せられるのに逆比例して、『自由』はいよいよ軍事警察機構の強化のまゝに窒息しはじめている。原子兵器の出現は、戰時における市民生活の最高度の統制を必要としており、獨裁的權力の出現を要求するからである。自由防衛のために、それを唯一の目的として、要請せられた獨裁政治は、勿論社會主義革命を目的とするプロレタリア獨裁とも、または自由の否認にはかならないファシヨ獨裁とも、明かに區別せられねばならない。しかし、かような『自由』が、いつ、いかにして回復せられ、その本來の状態にかえりうるかについては、現代のような世界的轉換の時代においては、全く確實な答えを與えることはできない。自由世界にあつては、かような自由の自己矛盾がふかまりつつある。

かように自由主義の没落が決定的となり、自由制度の擁護の要求が、自由の抹殺をもたらしつつあるとき、かような獨占資本勢力の寡頭支配に對立している、労働者階級を先頭とする、被支配階級は、自己の解放のために、危機におちいりつつある、市民的及び政治的自由と權利をいかにまもるべきか、という問題に當面している。アメリカ民主

主義が、あるいは公務員や教職員、労働組合幹部の忠誠調査、忠誠宣誓等の手段を通じて、いかに政治的自由権を侵害したか、あるいは共産主義者、無政府主義者、其他の積極的労働運動家に對して正當な法律上の保護をいかに拒否したか、について考えるならば、反動期の立憲民主制が労働者階級にとつて無權利狀態を意味することは明かである。ブルジョア獨裁の一形態にほかならぬファシズムのみならず、立憲政治の反動化に對して、被支配階級は政治的自由を防衛し、労働權、刑事手續上の適法條項にもづく人身保護等をはじめとする、市民的自由の保障を要求せざるをえない。しかし労働者階級自身の基本的權利の保障が、立憲民主制のもとにおいて、かえつてうしなわれつつあることを思いおこすならば、労働者階級の政治的、民事的自由の要求は、立憲民主制の防衛によつては、その目的を達成しえないであろう。立憲民主制や個人主義的社會制度こそ、むしろ労働者階級の人々の基本的權利を有名無實の、形式上の權利たらしめた制度にほかならないからである。

労働權をはじめ、労働者の最低生活の保障に關する基本的人權の觀念は、本來自由主義の理論とは異つた、むしろその批判の立場にある思想のなから要求せられた觀念にほかならない。サン・シモン以來の空想的社會主義思想は、自由主義、個人主義制度の、労働者階級に及ぼしつつある弊害を、國民經濟の計畫化、集産主義によつて、救済しようと考えていた。労働者階級の政治的自由のための闘争も、チャーターイズム、ルイ・ブラン、あるいはラッサールの運動がそれを示すように、政治權力の徹底的民主化によつて、社會主義的、集産主義的計畫を實現せんと試みたものにはかならない。そのうち資本主義の獨占化と、海外植民地に對する支配から生ずる、超過利潤に養われた、労働貴族的勢力が、社會改良主義、修正主義におちり、社會主義の運動を、立憲的、自由主義的民主政治の原則と結合したために、労働者の基本的人權は、市民的政治的自由の觀念と同一視せられるようになった。しかし今日では、自由を主張すればするほど、人々は一層生活の窮迫と、失業と、政治運動上の無原則、無力に惱み、獨占資本の寡頭

支配の手中におちいらざるをえない。いわゆる自由反共主義の名のもとに、獨占資本の利益が擁護せられつつあるとき、労働者の自由、労働者の基本的人権の保障は、もはや自由の原理をもつては、これを達成することはできない。そこには、自由主義にかわる、計畫化と集産化に關する積極的原理が要求せられねばならない。

しかしかような社會主義的計畫經濟は、政治權力による強度の統制を要求しているために、計畫化を承認しながら、なおプロレタリア獨裁に反対し、權力の恣意的濫用からの保障を、自由と個人主義制度に求めようとする思想は、いわゆる西歐的自由主義の地盤の強固な英米諸國には有力であり、わが國にも少からぬ影響を與えつつある。

その考えによれば、プロレタリアの獨裁のもとにおいては、労働者階級の政治的自由權、團結權、個人的創意が否認せられ、人身保護に關する適法手續が存在しない、という見解のもとに、ソヴェエト制度に對する批判がなされている。しかし権力的手段の強化によらないで、計畫經濟を實行し、労働者の基本的權利を保障しうるであろうか。この點についての、實證的研究が必要であろう。また權力の公正な運営については、自由法治主義や個人制度以外には、その適切な手段、制度を、發見することができないのであろうか。要するに社會主義体制においては、自由の意識形態は、自由主義体制の自由觀念のいかなる要素を繼承しうるものであり、且つ現實に保存しているのか、あるいは、いかなる變更と修正を舊來の觀念に加えているのであろうか。

註 (一) R. Gishman, *American Civil Liberties in midtwentieth Century*. Annals, may, 1951)

二

私どもが自由について語るとき、かような自由の觀念は、決して抽象的、形而上學的内容のものではなく、またギリシヤ、ローマ共和制における自由でもない。それは近代社會の政治社會体制、自由主義の諸制度と関連して現れてき

た、社會經濟及び政治法律上の諸觀念にほかならない。かような諸觀念は、社會制度としては、個人主義であり、經濟体制としては、資本主義であり、かような社會的基礎のうえに立つ政治、法律制度としては、立憲的民主政治及び法治主義の原則である。

封建的連帶制や隣保組織、ギルド的組合協同制、あるいは家父長的家族制度は、資本主義社會の發展とともに崩壊し去つて、個々人が自己の生活に責任をとるべき、個人本位の社會制度に移行するにいたつた。農村における宮座、ミール、あるいはゲマインデのような協同体的連帶責任が解消して、いわゆる農村の解放がおこなわれた結果として、農村における富農層と貧農層の分解がはじまり、貧農の都市への離村の現象、家族制の解体、都市プロレタリアートの發生が見いだされた。いわゆる共同社會から利益社會への移行、農村的社會から、都市的社會への發展は、かような封建的身分的連帶制から原子的個人主義的社會制度への轉化を物語つている。

かような個人制度のうゑに、個人企業を主体とする資本主義的生產体制が構成せられた。封建的耕作義務制や手工業におけるギルド的拘束制は、土地領有と地代收納をその生活の基礎とし、貨幣經濟の浸透に對立せざるをえなかつた、武家身分の、産業にたいする統制であつたが、いまや等族制の廢止と、個人制度の創設にもとづく近代社會においては、個人企業の、利潤追及を唯一の目的とする、自由競争こそ、唯一の生産秩序であり、生産規制の方法となつた。かような資本主義的生產体制は、まづきわめて小規模な資本蓄積から始められねばならないから、輕工業分野における中小のマヌファクチュア生産様式が、きわめて多數並び存在していた。かような生産の分散性と分裂性が、個人制度とともに、ブルジョア社會における人々の意識形態を規定したことは、きわめて明白であつた。多くの小規模な個人企業の個別的、分裂的、無秩序的生產様式こそ、ブルジョアジイの生活意識、社會意識の基礎であつた。かような個人的自主獨立の精神、開拓者の精神は、やがて産業革命のいと口をひらき、自由主義經濟の發展を約束する

にいたつた。重農學派をはじめ、アダム・スミス、ベンダム及びジョン・スチュアート・ミルの自由主義經濟思想、のみならずコブデン、ブライトのマンチエスター派の自由放任理論は、いうまでもなく、かような産業資本主義の地盤のうえに育つたものにはかならない。

立憲民主政治及び法治主義の思想と制度とは、かような社會經濟体制を維持し、それに奉仕するために、成立した。近代の實定法秩序はいわば、個人的自由企業制に對應する、民事的自由、すなわち私有財産權、人身保護、契約の自由を保障する制度であり、かような個人の基本的權利を擁護するための、政治機構こそ、政治的自由權を基礎とする立憲民主制にはかならない。即自的自由の現象たる抽象的權利の体系から出發して、立憲君主制にその究極の現實體を見出したヘーゲルの法理論は、かような法、政治体制の、後進的、プロシヤ的表現である。

かくて近代國家における自由の保障の組織は、政治權力の構成の、核心的要素とならねばならない。かような自由の制度の根本的原則は何であるかと言うのに、ラスキはこれのように説明している。すなわち、民主制的責任政府こそは自由の一般原則であるが、人民の自由のための鬭争は、自由にとつてきわめて根本的な、政治組織上の若干の原則を教示している。『私の考えによれば、いかなる政府であれ、その廢止を望むことさえゆるされない諸權利が、各市民に保障せられていないかぎり、さらにこれらの諸權利が確實に各人のものとなるために、司法權が執行權から分立していかないかぎり、各市民の自由は安全ではないことがわかるだろう。』かような原則のうち、後者について言えば、各人を公平に拘束し、その適用に當つて無差別な取扱いを要する法律が、いかにしてその施行の合理性を保障せられるか、その公正な解釋を可能とせられるか、という問題である。この點について、自由に對して第一義的意味をもつ見解は、政府と市民とのあいだの公平な仲裁者としての、裁判官の獨立の保障である。もし法律の解釋にあつて、權力者の恣意が加わるならば、市民の自由の本質的部分が個人から奪われてしまう。裁判官の身分保

障と政治權力からの獨立こそ、自由の保障の條件にほかならない。かような自由保障の制度については、さらに詳細な、具體的な手段が必要であることは、明かである。行政事項の複雑化と、増大にともなつて、行政各部の専門家の委任立法の範圍が著しく擴大することは、やむを得ないことであるが、かような行政専門家の到達した決定と、その實施について、審査の權限をもつた獨立の機關と、この機關にたいする市民の上告權が認められていないかぎり、市民的自由の保障は完全ではない。行政上の紛争に關しては、さらに、裁判官のみならず、それぞれの分野の經驗者を加えた委員會が、行政的立法に關する審査權をもたねばならない。國家の不法行爲を訴追する權利、行政官の自由裁量權に對する異議申立の權利が保障されねばならない。司法權の執行權からの分立、および行政處分の合法性を決定する司法權の權利は、自由の基礎である、という傳統的觀念が、承認せられねばならない。

ラスキによれば、自由保障の他の制度的機構は、權利章典 (Bill of Rights) の制度である。マグナ・カルタ、權利請願及び人身保護令 (Habeas Corpus Act) の精神を繼承して、一六八九年完成せられた、この章典は、まさに自由保障の大典であり、それがなければ、自由の存在に氣づきもしない人々をして、自由の祭壇のまえにひざまづかせるものである。アメリカ憲法修正第一條の保障する言論の自由、同第四條による警察の不當な捜査からの保障、同第八條の過大な保釋金の要求を不法とする規定等は、市民的自由の保障制として役立つてゐる。

ラスキは、かような自由の保障制度が、その實質的機能をうしなわないために、市民の自由に對する積極的参加と関心に期待し、大衆の自由への意欲をよびます方法として、地方自治体、機能的諸團體間への權力の配分を主張している。彼によれば、極度に中央集權化の進んだ國家には、自由は存在しない。

自由主義の發展は、さらに精神的自由の問題を解決していつた。既に宗教改革の過程において信教の自由、宗教上の寛容が承認せられ、政教の分離が實現された。ついで科學、教育の自由、思想の自由の原則もまた確立せられた。

自由主義が明かにしてきた、精神的自由に對する政治權力の限界の原則は、社會主義社會においてもまた否定せられないのではないだろうか。また權力からの個人の自由の保障は、そこでも、同じように必要ではないだろうか。

註 (一) H. Laski, *Liberty in the modern State*, p. 39.

(二) *Ibid.*, pp. 39—50.

(三) *Ibid.*, pp. 51—3. 尾形典男、近代國家と政治的自由、四二頁以下。

(四) *Ibid.*, p. 59, 65, 66—67.

三

しかしかような自由主義は、資本主義の獨占化と、勞働者階級の政治勢力の進出にともなつて、それ自身の内部的矛盾におち入らざるをえない。階級的分裂が深まるにともなつて、自由主義は反動的立場に立つていたつた。

かような自由主義を批判して、すでにサン・シモンは一八一六年『産業論』(『Industrie』)において、『社會的自由の問題の解決だと考えられた人權宣言は、實際には、ただ問題を提起しただけだつた。』と述べている。また『産業組織論』(『Du système industriel, 1821—22』)においては、つぎのように自由の觀念を批判している。『自由の擁護は、封建的、神學的制度がまだ勢力をにぎつてゐるからであり、第一義的意味をもつ重大な事であつた。そのときは、自由は重大な、絶えざる脅威にさらされてゐるからである。しかし今日では、人は産業的、科學的制度を樹立することと熱中しさえすればよい。蓋し、この制度は必然的に、またそのことに特別の注意を拂わずとも、政治的社會的分野における高度の自由をもたらすべきものであるから。』『今日流行の、あまいな形而上學的自由の觀念は、それが政治理論の根底と考へられているかぎり、大衆の活動を個人のそれに著しく限定するであらう。この見地からすれ

ば、自由は、文明の發展と、諸黨派が全体にかたく結びつき、且つ依存していることを要求する、計畫された制度の組織化と、相矛盾するものである。』サン・シモンはかような立場から、アダム・スミスや、フイジオクラットの『自然の秩序』の觀念に反對した。⁽¹⁾

フリーエにとつても、自由主義的個人制度の觀念の生みだした、社會的腐敗、労働者の悲惨な状態は、全く耐えがたいものであつた。文明社會において、一部の特權階級が遊惰な生活をおくり、大多數の人民が肉體労働を課せられた奴隸の状態にあるとき、自由は平等、友愛と同様に單なる幻影にすぎない。大衆の知つてゐる法律といへば、租税と徴兵に関する法律のみで、法律の保障する自由權を大衆は少しもたない。彼らの自由は、ただ生存の自由、苦しむ自由であつて、それは抽象であり、自由のカリカチュアであり、欺瞞にはかならない、と考へていた。特にフリーエは、文明の最大の弊害たる、商業上の自由競争が、その結果として、周期的恐慌と獨占を生みだすことを、認識するにいたつていた。⁽²⁾

ロバート・オウエンもまた、資本主義社會の欠陥である、貧困と犯罪は、人間の本質を無視する、統治及び教育の誤謬から生じていることを、指摘している。これらの誤謬の最大ものは、個々人が自己自身の人格を形成するといふ、個人主義的觀念であると、オウエンは言う。惡徳と犯罪をすすめてゐる、かような個人主義的諸見解と、それにもとづく諸立法を廢止することこそ、合理的社會制度を樹立するための最初の手段にはかならない。⁽³⁾

かようにマルクス以前において、三大空想社會主義者が、ひとしく自由の基本的觀念と、個人主義を批判していることは、よおやく産業革命の過程において誕生したばかりの自由主義が、はやくも自己の矛盾を曝露したことを、示すものである。かように自由の觀念の基礎たる自由競争の原則は、その無秩序的生産と、冷嚴な利潤の至上命令のまゝに、はやくも理論的破綻におちいつてしまつた。

しかし、自由意識と、個人主義の觀念はさらに別の視點からも、その基礎をうしないつあつた。自由と個人制度の觀念は、ブルジョア市民社會における、私的小企業の分裂性と、多元的競争關係であり、個別的責任制の反映にはかならなかつた。しかしかような手工業的、マヌファクチュア的小企業の分散性、自營農民の孤立性は、産業革命の結果として現れてきた大機械制工場生産によつて、根底から揺らうごかされつつあつた。すでにコンスタンチン・ペクル (Pequeur) は、その著『社會經濟論』 (*Economie sociale*, 1839) において、社會の生産力の性格にあらわれた、偉大な變化に注目している。同書の、『蒸氣の應用の影響による、商業、工業、農業及び一般文明の利害に関する社會經濟』という標題が示すとおり、ペクルは、蒸氣機関の發明に伴う近代技術の成果を、きわめて高く評價し、それが、個別的分散的企业を統合することによつて、富を増大せしめ、また交通手段を發達せしめて、人間の平等と友愛を促進したことを、指摘している。すなわち生産様式の社會化と組合 (*Association*) とが、機械制工業の發展とともに、生産の無秩序性と孤立性にかわつて出現せざるをえない。組合化こそ、社會の一般的傾向である。『多數の勞働者が、一つの屋根のもとに綜合されることは、資本と、関連産業との、相異なる生産部門の結合、及び弱少の工場、企業の消滅の必然的結果である。……かような新しい生産様式のなかには、産業上、道徳上及び政治上の革命がひそんでいる。……國民經濟における眞と善とは、富の源泉、勞働手段及び一般的福祉の條件の漸進的社會化である。』過去現在を通ずる一般的傾向は、勞働要具の社會化、すなわち土地及び原材料を個人の支配からひきはなして、不可分的、社會的及び集産的共有財産に、徐々に移すべきことを要求している。『吾人は、徐々に、間接に、變更しえない必然のジグザグの、未知の道をとおつて、環境の力によつて、かような状態にむかつて進みつつある。宗教、政治、現實の國民經濟及び産業の機構 (*mechanisme*) をとおして、吾人はそれに到達しつつある。かくて吾人は、社會化を組織し、それを社會的法則、未來の經濟体制の最高の基本法として、規定し、命令しうる制度に到達し

うるであろう。^(註)『ペクウルのかような見解は、のちに生産力の社會性と、生産關係の個別的、私的性質との矛盾として、マルクス主義によつて發展せしめられた觀念である。

またオウエンも、個人主義的教育觀に反對して、人間の情懷や慣習が、後天的に、集團的 (collectively) に確立せられる、との唯物論的見解に到達していた。人間の一般的性格は、適當な手段を用いることによつて、共同社會に委ねられうる、と彼は考へていた。^(註)

すなわち自由の意識は、私有財産とそれにもとづく自由企業の觀念が、獨占化の現象にともなつて、その地盤をうしなつてゆくにつれて、自己矛盾におちいらざるをえないし、反面それ自体の矛盾性の發展に伴う企業の集中が、新しい生産の社會性をうみ出し、労働階級における集團主義的意識を強めるために、自由の本質的要素である個人主義が存在しえなくなつてゆかざるをえない。

かような生産力の發展と、個人主義的、自由主義的經濟体制との矛盾は、自由放任理論の破綻となつて現れ、労働者階級の政治的革命的勢力の増大は、自由法治主義政治体制の危機となつて現れざるをえない。

労働者階級の革命的要求のもとで、自由主義を修正して、いわゆる積極的國家、社會奉仕國家による改良主義的政策を主張する、フェイビアン社會主義者、ドイツの講壇社會主義者の思想も、あるいは進歩的自由主義者の思想も、自由主義の政治体制の危機を解決しうるものではなかつた。ラスキによれば、彼らは、議會政治の成功が二つの條件によるものであることを、理解していなかつた。例えばフェイビアン社會主義者は、選舉人の大多數を社會主義へ轉換させることによつて、議會を直接に支配するならば、立憲民主政治の機構は、資本主義國家の社會主義國家への平和的轉換に、役立ちうる、と信じていたが、それは明かに誤謬であつた。議會政治の二つの條件とは、まづ利潤を獲得し、その余剰によつて大衆生活を繼續的に快適ならしめる能力から生じた、安全感であり、つぎに各黨派のあいだ

に、政治上、すべての基本的社會構造について、意見の一致があつて、不法の意識なしに、政權交替が行われうるこ
とが、それであつた。かような條件なしには、理性の言葉で、紛争を解決することが、議會政治には許されないであ
らう。『自由主義の政治形態は、一言をもつて言えば、經濟狀態の一つの場面に依存するものであり、この狀態が存
續するかぎり、自由主義政体の效果的活動は保障せられうるであらう。』^(七)

ハロウエルの、いわゆる價值の共同性が失われなにかぎり、基本原理に對する意見の一致が存在した場合にのみ、
自由主義の生活様式は可能であつたにすぎない。^(七)

個人制度と、自由放任的國民經濟原理の衰退は、立憲的民主主義の政治・法原理のみならず、その制度機構の轉換
を必要としていることが、理解せられうる。社會主義的労働運動が發展すればするほど、自由主義政治体制もまた、
フアンズム、あるいは第二次大戰後の、自由主義自体の反動化としてのブルジョア獨裁によつて、あるいはプロレタ
リア獨裁の觀念によつて脅威せられつつある。先進資本主義諸國の植民地として、その擄取にあえぐアジア、アフリ
カの諸民族にとつては、自由の觀念は全く無視せられざるをえない。

そこから自由主義の法、政治体制に關する危機理論と悲觀論が、フアンズムに對する勝利の後にも、いまだなお主
張せられざるをえない。ハロウエルの『イデオロギーとしての自由主義の没落』(一九四六年)は自由主義の崩壊の
避けがたいことを述べており、R・ゴテスキー(R. Gotsky)の『危機に立つ自由主義』(Liberalism in Crisis)もまた、
『自由主義の現状分析の結果としての結論は、絶望的に悲劇的である。それは全体主義の神々に對いするプロメトイ
スの戦いである。』と述べている。^(八)

しかし個人的自由の保障や、精神的自由の確立は、計畫經濟のなかで、いかなる地位を占むべきなのであろうか。
自由を必然法則の理解と、その適用のうちに見出し、社會主義經濟の完成に、『必然の王國から、自由の王國への飛

躍』を發見することによつては、計畫經濟のもとで個人の自由が保障されているかという回答にはならない。

- 註 (一) E. Carr, *Studies in Revolution*, pp. 4—5.
 (二) 平田新、社會思想史『ノート』の項參照。
 (三) R. Owen, *New View of Society*, (Everymans Lib.) p. p. 63—65.
 (四) M. Beer, *Allgemeine Geschichte des Sozialismus*, s. s. 412—414.
 (五) R. Owen, *ibid.*, p. 16.
 (六) Laski, *Rise of European Liberalism*, p. p. 241—242.
 (七) 石上良平『「ロマンル」自由主義の没落』(J. H. Hallowell, *The Decline of Liberalism as an Ideology*, 1946.)
 [政治學、一九五〇年]
 (八) R. Gotesky, *Liberalism in Crisis*, (European Ideologies, ed. by F. Gross; p. p. 304—5)

四

自由主義の經濟原則たる自由競争の弊害については、少數の例外をのぞいて、壓倒的多數の人々がこれを承認し、多かれ少かれ社會主義的原理の採用を余儀なくされている。勿論計畫經濟をいかなる方法で、いかなる政治形態のもとに、實現しうるかに關しては、資本主義の自由主義的修正から、プロレタリア獨裁を主張する共產主義にいたるまで、多様な見解の相異が認められる。それらの見解のうち、計畫經濟を承認しながら、プロレタリア獨裁に對して反對する人々は、自由主義の原理を自由企業の觀念から分離して、自由な精神、自由制度を、なんらかの意味において、計畫經濟と結びつけようと努力している。しかし自由競争の原則から遊離した、自由保障の制度とは、いかなる

性格と地位を、計畫經濟と社會主義的政治權力のなかで、もちうるものであろうか。個人制度を離れて、自由はいかなる歴史的價值をもちうるものであろうか。

例えばリュイス・コアリー(L. Corey)は、『國家主義によらざる經濟計畫、自由の範圍における計畫化』(Economic Planning without Statism, Planning in the Framework of Liberty)において、産業の國有化と、經濟計畫が不可避であり、最近の歴史も、そのイデオロギーにかかわりなく、すべての民族がその方向へむかいつつあることを認めながら、完全な徹底した計畫化が、個人の價値を犠牲にして、全体主義國家の出現を不可避にするであろうと、論ずる。彼は經濟再編成の基本原理をつぎのように説明している。

(一)國有化乃至社會化は、大規模な工業に限定すること。アメリカ産業活動の七〇%を支配する獨占企業の社會化は、經濟恐慌をおわらせ、人間の福祉と自由のための生産政策をもつた新しい經濟秩序を樹立するに足りる。

(二)かような制限のほかに、社會化された産業は、多様性、自治及び分權化を促進する、機能的組織形態(Functional Organizational Forms)をとらねばならない。國家權力は、いかなる新しい經濟的機能をおこなおうとも、つねに限定的でなければならない。

コアリーはかような公企業の典型的形態を、T V A 式の公共會社—國家企業でも、私企業でもない—のなかに求めている。そこでは産業内の自治と經濟的民主制が、官僚的國營企業の弊害と中央集權化に對する保障となつている。獨立小企業及び協同組合に統合された小農民を社會化する經濟的必要は、少しも存在しない。協同組合と自由小企業は、國家干渉から獨立し、その自主性と自治とを通じて、國家や公共企業に對する制約均衡に役立ち、經濟的自由を促進している。かような自由な多元的社會に對して、國家權力は限定せられねばならない。したがつて彼は、プロレタリア獨裁は自由民主主義の否定であり、自由を破かいするものである、と述べている。⁽¹⁾

ラスキもまたこれと似た見解を擁護している。『近代國家における自由』の一九四八年版の新しい緒論において、アメリカ的自由企業と自由市場の讚美を批判して、現代の弊害の對策として、『社會的消費にあてるために經濟的資源を計畫的に生産するという方法をおいては外にはない。……生産手段の私有は廢棄されねばならぬ。それと共に社會の階級構造、及び階級構造によつて維持される所有制に附隨した特權もあげて廢棄されねばならぬ。』と彼は述べている。⁽²¹⁾そしてかような計畫化への道は、決して自由の否定のうえにおこなわべきではない。ソヴェト・ロシアにおけるように、說得によらずして、壓制によつて進歩を達成しようとする、この社會の決意は、自由の成就を阻む著しい障得とならざるをえない。かような社會では、人々は自主的判斷をやめて、行動及び思想の基準を外部に求めるようになる。壓制は個人を變えて集團人とし、善惡、賢愚の觀念はすべて、大衆的宣傳の手段によつて支配せられる。⁽²²⁾したがつて、ラスキによれば、『テネシー流域公社を今までのうち最適の例とする機能的フェデラリズムの中に自由の條件はある。』かような目的は、電力、運輸または石炭と鐵の綜合經濟における超國家的計畫を通じて、最も多く達成される。この計畫は私人の手に委ねることは許されないところであり、計畫の實行に當る公社には國際連合機構の認める範圍内で、計畫完成に資する政治的權限が與えられねばならない。民族國家が、政治機構の基本的單位として存続するかぎり、かような計畫化も困難である。⁽²³⁾

かような分權論に對して、中央集權的計畫化を擁護しつつ、なお自由と計畫化の問題を論じているのが、カール・マンハイムである。マンハイムによれば、自由發展の第二段階においては、個別的機構が自主的に競争しつつ活動することこそ、自由保障の手段であり、政治上の制約均衡はその反映にほかならない。しかし第三の、計畫時代においては、自由の本質は、個別企業の相互の制約には存在しない。この段階においては、自由は、それが計畫によつて保障せられる場合にのみ、存在しうるにすぎない。『自由は計畫者の權力を制限することには存しないで、かえつて自

由の本質的形態の存在を、計畫それ自体によつて、保障する、計畫化の概念のうちになければならない。なぜなら制限された諸權力によつて課せられた制約は、計畫の統一を破壊し、かくて社會を競争と相互的調整の前段階におしもどすであろうからである。^(五)』

かような計畫における自由とは何かといへば、調整の個人的能力であり、地方団体や職能団体の創意である。計畫には中央集権的統制が必要であるが、それが官僚主義におちいらないためには、これらの諸団体の發意がなければならぬ。また他の箇所においては、農民や小商人の個人企業は、その事業の性質上集團化の場合よりも一層效果的にその社會的機能を果しうると説明している。そして個人企業は、つねに、計畫化企業の指導に對する教育的意義をもち、その官僚化に對する保障手段であり、計畫指導の訓練場であると言ふ。^(六)

しかし計畫社會の統制手段としては、民主的、議會的統制方法が移讓されねばならない。この統制手段がうしなわれるれば、計畫社會は、救濟手段とならずに、災厄にならざるをえない。^(七)マンハイムは計畫化が社會奉仕國家の中央集権的權力によつてのみ實施可能であることを強調しつつ、かような中央權力は、英國流の立憲制によつて運営せられる場合、民主主義と自由とに矛盾するものではない、と言ふ。自由は確立された議會制的手段による民主的統制によつて、保障さるべきである。かような議會政治は、本來ブルジョアの自由と官僚制との相克から、發生した。そこには腐朽した部分も存するけれども、社會の民主的統制の手段としては、いまなおすぐれた特徴、たとえば社會勢力の綜合、理念の競争と取引、団体代表に對する議會の優越、市民の自治の觀念と責任感、反對派の建設的利用などの諸點が承認されねばならない。

これらの諸見解は、自由經濟にかわつて計畫化の必要を認めつつ、なお計畫化にともなう權力的統制が、官僚主義や國家主義の傾向におちいるのを避けるために、何らかの保障を求めて、自由主義的政治、法制度の諸特徴を保存

し、發展せしめようと試みている。しかし人々は、公正な統制であつても、それが権力的干渉による場合、それを拒否して、自由を選ぶのであるうか。満たされた豊かな生活の権力による保障と、自由だが、しかし乏しい生活と、そのいづれを選ぶであらうか。民主的計畫化の問題も、社會民主主義のそれとひとしく、究極はその實現の可能性の問題であらう。

註 (一) *European Ideologies*, ed. by F. Gross, 1952, p. p. 1050—1055.

(二) ラムキ『近代國家における自由』(邦譯)、二七一—二八頁。

(三) 全右、一五頁。

(四) 全右、二一一—二二頁。

(五) K. Mannheim *Man and Society*, p. 378.

(六) *Ibid.*, pp. 379—380; *the Same, Freedom, Power and Democratic Planning*, pp. 279—280, p. 127.

(七) *Ibid.*, p. 380.

(八) Mannheim, *Freedom, Power*, p. 112; pp. 148—154. 水飼幸之助『現代民主政治における権力と自由』、七九—八〇頁。

五

自由主義の歴史的發展が生みだした、政治的自由權、精神的自由、個人の身体の自由に關する保障制の諸理念は、自由体制によつてのみ保障せられるところのものであり、自由主義と不可分離の現象なのであらうか。しかも労働者階級はじめ被支配階級にとつて、これらの自由權が眞實のものとなつたことが、自由主義の政治法秩序のもとにおい

て、かつてあつただらうか。人權のじゆうりんと、政治的自由の否定と、思想や良心の自由の侵害と、不法な逮捕監禁とが存在しなかつたであらうか。

それに反して、プロレタリア獨裁のもとにおける社會主義的計畫において、それらの市民的自由の制度は全く否認されていると言ふのだらうか。そこでは對立政黨の存在は許されていない。しかし自由主義制度のもとにおいても、基本的社會構造に對する見解の一致が、つねに對立政黨の前提條件であり、いわば自由主義ブルジョア政黨の單一支配にはかならぬものであつた。そこではプロレタリア獨裁に對する批判の自由は許されてはいない。しかし立憲自由主義の轉覆を主張する批判の自由も、決して承認せられなかつた。人身の自由に對する保障手段については、例えばソ同盟憲法第百十二條は、『裁判官は獨立して、法律にのみ従う』と規定し、また第百二十七條及百二十八條は、ソ同盟市民が身体の不可侵を保障せられ、裁判所の決定または檢事の認可なしには逮捕せられることはないこと、市民は住居の不可侵ならびに通信の秘密が保護せられることを規定している。宗教科學の自由については、その唯物論的世界觀が決して強制されるものでないことが明白にせられている。^(二) また政治權力によつて、人間の良心を強制しえぬことは、すでに自由主義の歴史が明かにした法則である。

計畫經濟の官僚主義について言えば、ソ同盟共產黨の黨治主義の主要課題は、政治權力の基礎をあくまで勞働大衆にもとめて、統制主体を公正にすることであり、ソヴェト体制への大衆の民主的参加であり、官僚化の阻止であることが指摘せられるであらう。立憲的權力分立制が、官僚化を阻止しうる制度ではなく、ますます新しい官僚組織にとつて代られつつあることは、立憲制の衰退の過程がこれを示している。

計畫經濟における自由の要求は、多分に資本主義的要素との妥協を意味する、修正的見解にはかならない。たとえばラスキの自由主義的見解の基礎は、個人主義、合理主義とともに、法則の科學的認識に對する相對主義である。不

可知論的、實用主義的見解こそ、ラスキの科學的社會法則の否認と、計畫化に對する懷疑の根據であると言わねばならない。⁽¹⁾彼には勞働者の階級支配が必然であり、それこそが政治權力の公正と民主主義の基礎であることが全く理解せられてはいない。自由の保障の要求は既存の不合理な支配の存続に役立つのみであり、その限りにおいて必要とせられてゐる。

計畫化經濟にもとづく企業の集中と、機械制生産の擴大、農業の集團化は、いまや個別的企業を基礎にした個人主義的自由の觀念を解消し、集團的生活規律による新しい自由觀念を、新しい個人的創意を發展せしめつつあることに、私どもは注目すべきであらう。

註(一) 粟田賢三、『社會主義社會における自由』、思想、一九五三年、一號、

(二) 岡嘉彦、『現代國家における自由と革命』、四一頁、